

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第100号
委 託 業 務 名 称	地域活力プランナー設置業務委託(長浜地域)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	地域活力プランナーの設置にかかる業務 (1)地域活力プランナーの労務管理業務 (2)地域活力プランナーの活動の監督及び調整業務 (3)地域活力プランナーの活動状況及び成果に関する広報業務 (4)その他市長が必要と認める業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,591,200円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称]長浜まちなか地域づくり連合会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第92号
委 託 業 務 名 称	地域活力プランナー設置業務委託(南郷里地域)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	地域活力プランナーの設置にかかる業務 (1)地域活力プランナーの労務管理業務 (2)地域活力プランナーの活動の監督及び調整業務 (3)地域活力プランナーの活動状況及び成果に関する広報業務 (4)その他市長が必要と認める業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,591,200円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称]南郷里地域づくり協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第93号
委 託 業 務 名 称	地域活力プランナー設置業務委託(北郷里地域)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	地域活力プランナーの設置にかかる業務 (1)地域活力プランナーの労務管理業務 (2)地域活力プランナーの活動の監督及び調整業務 (3)地域活力プランナーの活動状況及び成果に関する広報業務 (4)その他市長が必要と認める業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,356,000円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称]北郷里連合地域づくり協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第94号
委 託 業 務 名 称	地域活力プランナー設置業務委託(西黒田地域)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	地域活力プランナーの設置にかかる業務 (1)地域活力プランナーの労務管理業務 (2)地域活力プランナーの活動の監督及び調整業務 (3)地域活力プランナーの活動状況及び成果に関する広報業務 (4)その他市長が必要と認める業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,238,400円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称]西黒田ふるさと振興会議
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものを)するとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものを)するとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第101号
委 託 業 務 名 称	地域活力プランナー設置業務委託(湯田地域)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	地域活力プランナーの設置にかかる業務 (1)地域活力プランナーの労務管理業務 (2)地域活力プランナーの活動の監督及び調整業務 (3)地域活力プランナーの活動状況及び成果に関する広報業務 (4)その他市長が必要と認める業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,473,600円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称]浅井湯田地域づくり協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第95号
委 託 業 務 名 称	地域活力プランナー設置業務委託(下草野地域)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	地域活力プランナーの設置にかかる業務 (1)地域活力プランナーの労務管理業務 (2)地域活力プランナーの活動の監督及び調整業務 (3)地域活力プランナーの活動状況及び成果に関する広報業務 (4)その他市長が必要と認める業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,238,400円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称]下草野地区地域づくり協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第96号
委 託 業 務 名 称	地域活力プランナー設置業務委託(虎姫地域)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	地域活力プランナーの設置にかかる業務 (1)地域活力プランナーの労務管理業務 (2)地域活力プランナーの活動の監督及び調整業務 (3)地域活力プランナーの活動状況及び成果に関する広報業務 (4)その他市長が必要と認める業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,473,600円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称]虎姫地域づくり協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第7号
委 託 業 務 名 称	地域活力プランナー設置業務委託(こほく地域)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	地域活力プランナーの設置にかかる業務 (1)地域活力プランナーの労務管理業務 (2)地域活力プランナーの活動の監督及び調整業務 (3)地域活力プランナーの活動状況及び成果に関する広報業務 (4)その他市長が必要と認める業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,356,000円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称]こほく地域づくり協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものを)するとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものを)するとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第97号
委 託 業 務 名 称	地域活力プランナー設置業務委託(高月地域)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	地域活力プランナーの設置にかかる業務 (1)地域活力プランナーの労務管理業務 (2)地域活力プランナーの活動の監督及び調整業務 (3)地域活力プランナーの活動状況及び成果に関する広報業務 (4)その他市長が必要と認める業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,473,600円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称]高月地域づくり協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第102号
委 託 業 務 名 称	地域活力プランナー設置業務委託(高時地域)
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	地域活力プランナーの設置にかかる業務 (1)地域活力プランナーの労務管理業務 (2)地域活力プランナーの活動の監督及び調整業務 (3)地域活力プランナーの活動状況及び成果に関する広報業務 (4)その他市長が必要と認める業務
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1,120,800円
契 約 の 相 手 方	[商号又は名称]高時地区地域づくり協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。